

地域の活動を応援します！

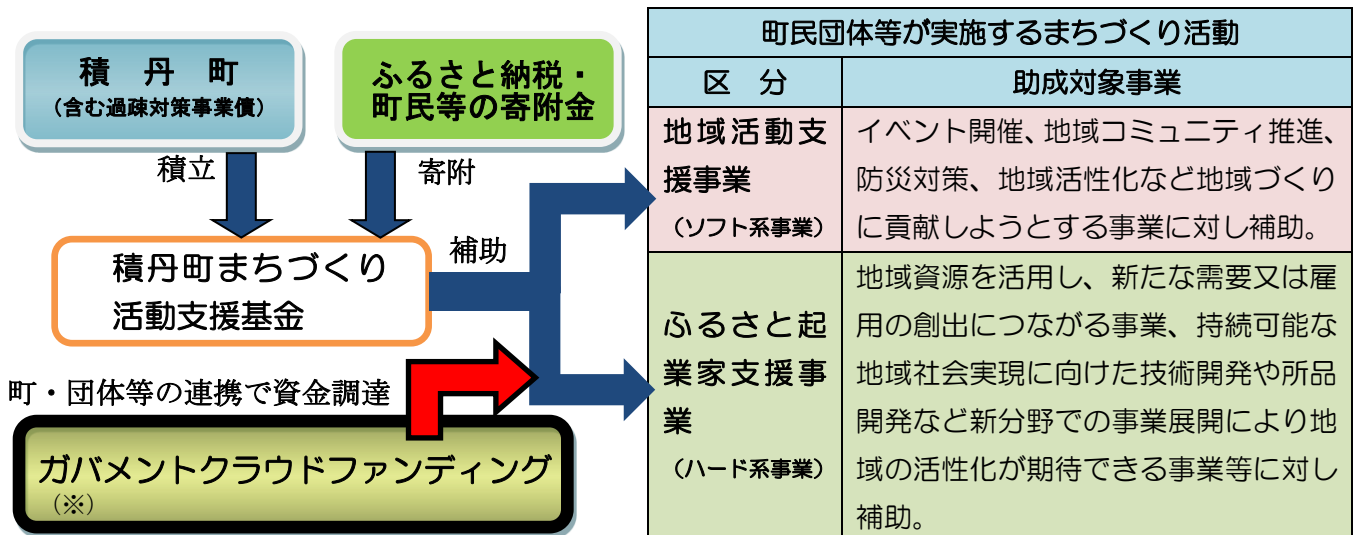
『まちづくり活動支援補助金』

町民の皆さんによる地域づくり活動を支援する、「積丹町まちづくり活動支援基金」を利用して実施する活動事業について、令和8年度第2回の活動事業を次のとおり募集受け付けします。

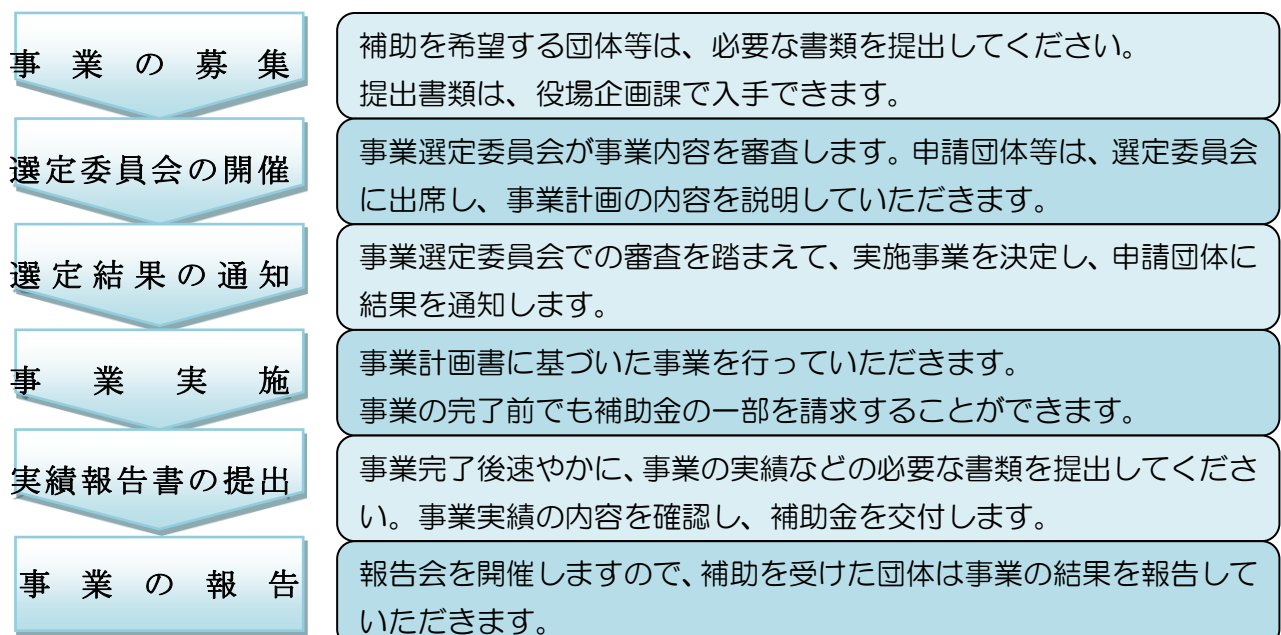
募集締切：令和8年7月24日（金）

1. 積丹町まちづくり活動支援基金の概要

この基金は、町外からのふるさと納税寄附金や町民の皆さんからの寄附金と国の過疎対策事業債による資金により積み立てた原資を基に、町民の皆さんなどが行う町づくり活動の支援を行うものです。「ふるさと起業家支援事業」は、町と団体等が連携してクラウドファンディングにより資金を調達し、事業を実施する方式となります。



2. 事業の流れ



3. 補助金の額は？

選定委員会の意見を聴いて、町長が決定した額です。助成割合、限度額は次のとおりです。

	地域活動支援事業（ソフト系）
補助割合	補助対象経費の95%以内（千円未満は切り捨て）
補助金の上限額と下限額	上限50万円、下限5万円

※事業実績により補助対象経費（補助対象事業費）に変更があった場合は、補助割合及び補助金の上限額と下限額に基づき補助金の額が確定されます。

4. 選定委員会での審査は？

まちづくり活動支援事業選定委員会は、民間の委員7名で構成されています。

審査は、主に次の観点から行うとともに、必要に応じて応募事業に対するアドバイスをを行います。

- ① 公益性：地域の活性化など地域づくりへの寄与や、地域の公共的なニーズへの対応が期待できるか
- ② 持続性：事業実施後の管理運営や維持管理など、団体の持続的な活動が可能か
- ③ 発展性：活動の広がりや波及効果が期待でき、地域の発展・活性化につながる事業か
- ④ 妥当性：自己資金の準備や経費の見積もり、算出は適正か
- ⑤ 実現性：団体の活動内容などから事業計画に実現性が認められるか
土地・建物所有者や関係者との合意形成がなされているか
- ⑥ 積極性：事業実施の理由はなぜか、団体のこれまでの活動歴と今後の活動への意欲や熱意
ふるさと起業家支援事業では、上記のほか、新規性、収益性及び資金調達の見込等を審査します。

【地域活動支援事業（ソフト系事業）】

5. 対象となる団体は？

町内に活動拠点があり、満18歳以上の町民5人以上で構成され、構成員の過半数が町民であり、事業を確実に遂行できる団体

6. 対象となる事業は？

下記のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 団体が実施する公益性の高いまちづくりに関する事業
- ② 財源について制約のある他の補助金等を受けていない事業
- ③ 事業実施後、5年以上適正な管理と事業活動が見込まれる事業
(ただし、調査研究事業は、報告書の提出を完了とする場合もあります。)
- ④ 事業主体の一部経費負担がある事業
- ⑤ 団体の維持運営のみを目的とした事業でないこと
- ⑥ 個人の生活維持や負担軽減を目的とした事業でないこと
- ⑦ 宗教的・政治的活動を目的としない事業
- ⑧ 補助金の交付決定前に実施していない事業
- ⑨ 構成員が暴力団の構成員又は暴力団に関わりをもつ者でないこと
- ⑩ 選定委員会が補助対象事業として適当と町長に答申した事業

例えば
イベントの開催
土産品開発
ゴミ減量化の取組
防災・減災対策
デジタル化の取組 など

7. 応募締切り、応募方法、応募にあたっての相談・注意事項は？

- (1) 令和8年度の実務締切りは次のとおりです。
締切：令和8年7月24日（金） 事業決定：令和8年8月上旬（予定）
- (2) 役場企画課の窓口にて備えている「事業申請書」を締切日までに提出してください。（町のホームページからもダウンロードできます。）
- (3) 選定委員会の開催日時など必要事項については、応募された団体に追ってご案内します。
- (4) ご相談は、役場企画課 IP電話又は電話44-2114までお願いします。
また、事業の実施や実施についてのご相談は、役場企画課の他、計画しようとする事業に関係する課・委員会等で随時、受付けています。
- (5) ご相談の事業内容によっては、来年度以降の他の補助制度の検討をお薦めする場合がありますので、予めご了承ください。
- (6) 応募にあたっては、団体内で応募の条件や計画事業の内容についての確認、検討を十分行ってください。
また、活動事業に要した経費や町からの補助金の会計事務処理については、記録の保管や団体内の監査など、透明性のある適正な会計処理が行われるよう注意してください。